

IP電話サービス契約約款

平成24年1月

北陸通信ネットワーク株式会社

目次

第1章 総則	
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 I P電話サービスの種類等	
第4条 I P電話サービスの種類	3
第5条 外国における取扱制限	3
第3章 I P電話サービスの提供区域等	
第6条 I P電話サービスの提供区域等	4
第4章 契約	
第1節 第1種 I P電話サービスに係る契約	
第7条 契約の単位	5
第8条 第1種 I P電話契約申込を行うことができる者の条件	5
第9条 第1種 I P電話契約申込の方法	5
第10条 第1種 I P電話契約申込の承諾	5
第11条 最低利用期間	5
第12条 I P電話番号	6
第13条 発信者番号通知	6
第14条 契約事項の変更	6
第15条 利用権の譲渡の禁止	6
第16条 第1種 I P電話契約者が行う第1種 I P電話契約の解除	6
第17条 当社が行う第1種 I P電話契約の解除	7
第18条 その他の提供条件	7
第2節 第2種 I P電話サービスに係る契約	
第19条 第2種 I P電話契約の種類	8
第20条 契約の単位	8
第21条 第2種 I P電話契約申込を行うことができる者の条件	8
第22条 第2種 I P電話契約申込の方法	8
第23条 第2種 I P電話契約申込の承諾	8
第24条 最低利用期間	9
第25条 I P電話番号	9
第26条 固定電話番号	9
第27条 契約事項の変更	9
第28条 第2種 I P電話契約者が行う第2種 I P電話契約の解除	9
第29条 当社が行う第2種 I P電話契約の解除	10
第30条 その他の提供条件	10
第3節 第3種 I P電話サービスに係る契約	
第31条 第3種 I P電話契約の種類	11
第32条 契約の単位	11
第33条 第3種 I P電話契約申込の方法	11
第34条 第3種 I P電話契約申込の承諾	11
第35条 最低利用期間	11
第36条 I P電話番号	12
第37条 固定電話番号	12
第38条 契約事項の変更	12
第39条 第3種 I P電話契約者が行う第3種 I P電話契約の解除	12
第40条 当社が行う第3種 I P電話契約の解除	12
第41条 その他の提供条件	13

第5章 付加機能	
第42条 付加機能の提供	14
第6章 利用中止及び利用停止	
第43条 利用中止	15
第44条 利用停止	15
第7章 通信	
第45条 通信の種類等	16
第46条 通信利用の制限	16
第47条 通信時間の測定等	16
第48条 音声通信の品質	16
第8章 料金	
第1節 料金及び工事に関する費用	
第49条 料金及び工事に関する費用	17
第2節 料金等の支払義務	
第50条 使用料の支払義務	17
第50条の2 ユニバーサル使用料の支払義務	18
第51条 利用料の支払義務	19
第52条 接続点を経由する通信の料金の取扱い	19
第53条 工事費の支払義務	19
第3節 料金の計算等	
第54条 料金の計算等	20
第4節 割増金及び延滞利息	
第55条 割増金	20
第56条 延滞利息	20
第9章 損害賠償	
第57条 責任の制限	21
第58条 免責	21
第10章 雑則	
第59条 承諾の限界	22
第60条 利用に係る I P 電話契約者の義務	22
第61条 I P 電話契約者の氏名等の通知	22
第62条 電話帳	22
第63条 電話番号案内	23
第64条 番号情報の提供	23
第65条 法令に規定する事項	23
第66条 閲覧	23
別記	
1 I P 電話サービスの提供区域等	24
2 当社と I P 電話サービスの提供に関する契約を締結する特定事業者および 当該特定事業者が定める契約約款	24
3 I P 電話契約者の地位の承継	24
4 I P 電話契約者の氏名等の変更	24
5 電話帳の普通掲載	24

6	電話帳の掲載省略	25
7	電話帳の重複掲載	25
8	電話帳掲載に係る料金	25
9	当社の維持責任	25
10	利用できない主な電気通信番号	26
11	新聞社等の基準	26

料金表

通則	27
第1表 料金	
第1 第1種 I P 電話サービスに係るもの	29
第2 第2種 I P 電話サービスに係るもの	39
第3 第3種 I P 電話サービスに係るもの	45
第2表 電話帳掲載料	52
第3表 工事に関する費用	
第1 工事費	52
第2 線路設置費	56
第3 設備費	57
第4表 ユニバーサルサービス料	58

別表

基本的な技術的事項	59
-----------	----

附則	60
----	----

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP電話サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりIP電話サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するほか、その他の用語については、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款(以下「コンピュータ通信網約款」といいます。)第3条(用語の定義)及びイーサネット通信網サービス契約約款(以下「イーサネット通信網約款」といいます。)第3条(用語の定義)の規定によります。

用語	用語の意味
1 IP電話サービス	当社が提供するコンピュータ通信網サービス及びイーサネット通信網サービスの付加機能として、又はIP電話専用回線を利用して、IP電話契約者の電話機等から入力された音声をインターネットプロトコルにより伝送交換して通信を行うサービス
2 第1種IP電話契約	当社から第1種IP電話サービスの提供を受けるための契約
3 第1種IP電話契約者	当社と第1種IP電話契約を締結している者
4 第2種IP電話契約	当社から第2種IP電話サービスの提供を受けるための契約
5 第2種IP電話契約者	当社と第2種IP電話契約を締結している者
6 第3種IP電話契約	当社から第3種IP電話サービスの提供を受けるための契約
7 第3種IP電話契約者	当社と第3種IP電話契約を締結している者
8 IP電話契約	第1種IP電話契約、第2種IP電話契約又は第3種IP電話契約
9 IP電話契約者	第1種IP電話契約者、第2種IP電話契約者又は第3種IP電話契約者
10 契約者回線	コンピュータ通信網契約若しくはイーサネット通信網契約に基づいて、コンピュータ通信網サービス取扱局若しくは当社が指定する収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線又はイーサネット通信網約款に規定するアクセス回線、中継回線若しくは利用回線又は本約款に定めるIP電話サービス専用回線
11 IP電話専用回線	IP電話サービスの利用のみを目的として、IP電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12 IP電話サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりIP電話サービスを提供する当社の事業所

13	I P 電話専用回線群	I P 電話サービスを使用して相互に通信を行うことのできる I P 電話専用回線により構成される回線群
14	接続点	特定事業者の設置する電気通信設備と当社が設置する電気通信設備との接続点
15	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16	自営端末設備	I P 電話契約者が設置する端末設備
17	自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者、又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18	特定事業者	I P 電話番号（契約者を識別するための電気通信番号であって、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第10条第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するためのものをいいます。以下同じとします。）の指定を受けた電気通信事業者であって、当社と I P 電話サービスの提供に関する契約を締結しているもの（別記2に掲げるものに限りません。以下同じとします。）
19	固定電話番号	契約者を識別するための電気通信番号であって、電気通信番号規則第9条第1号に定める固定端末系伝送路設備を識別するためのもの
20	直加入電話等設備	別記2に掲げる契約約款に基づき特定事業者が定める電気通信設備
21	携帯自動車電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別記2に掲げる契約約款に基づき特定事業者が定めるもの
22	P H S 設備	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別記2に掲げる契約約款に基づき特定事業者が定めるもの
23	公衆電話設備	別記2に掲げる契約約款に基づき特定事業者が定める公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
24	直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又は P H S 設備
25	着信課金番号	契約者の請求により当社が付与する番号であって、着信課金機能を利用する番号
26	料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間
27	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IP電話サービスの種類等

(IP電話サービスの種類)

第4条 IP電話サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種IP電話サービス	契約者回線（コンピュータ通信網契約に基づくものに限りま す。）を設置して提供するIP電話サービス
第2種IP電話サービス	契約者回線（イーサネット通信網契約に基づくものに限りま す。）を設置して提供するIP電話サービス
第3種IP電話サービス	契約者回線（本約款に定めるIP電話専用回線に限りま す。）を設置して提供するIP電話サービス

(外国における取扱制限)

第5条 IP電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契
約約款等により制限されることがあります。

第3章 IP電話サービスの提供区域等

(IP電話サービスの提供区域等)

第6条 当社のIP電話サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約

第1節 第1種 I P 電話サービスに係る契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1種 I P 電話契約を締結します。この場合、第1種 I P 電話契約者は、1の第1種 I P 電話契約につき1人に限ります。

(第1種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件)

第8条 第1種 I P 電話サービスに係る申込みをすることができる者は、当社のコンピュータ通信網約款に規定する第1種契約者、短期第1種契約者又は第2種契約者に限ります。

(第1種 I P 電話契約申込の方法)

第9条 第1種 I P 電話契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し行っていただきます。

(第1種 I P 電話契約申込の承諾)

第10条 当社は、第1種 I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、第1種 I P 電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第1種 I P 電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが著しく困難なとき。
- (2) 契約者回線を介して接続される端末設備等相互間における音声通信の総合品質（事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第36条の5第1項の規定に基づいて当社が定める総合品質の基準をいいます。）を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第1種 I P 電話契約の申込みをした者が、第1種 I P 電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第1種 I P 電話サービスの申込みをした者に係るコンピュータ通信網サービスが利用停止をされている、又は当社が行なうコンピュータ通信網サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) その他第1種 I P 電話契約の申込みを承諾することが、技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 第1種 I P 電話サービスについては、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種 I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1か月と

します。

- 3 第1種IP電話契約者は、前項の最低利用期間内に第1種IP電話契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（IP電話番号）

第12条 当社は、IP電話番号を1の契約者回線ごとに定めます。ただし、1の契約者回線ごとのIP電話番号の数は当社が別に定めるところによります。

- 2 第1種IP電話契約者は、一度付与されたIP電話番号の変更の請求はできません。
- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種IP電話契約者にお知らせします。

（発信者番号通知）

第13条 契約者回線から直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備への通信については、発信者のIP電話番号を着信者の直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備へ通知します。

ただし、発信側から通信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社はIP電話番号を着信者の直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（契約事項の変更）

第14条 当社は、第1種IP電話契約者から請求があったときは、第9条（第1種IP電話契約申込の方法）に規定する第1種IP電話契約内容の変更を行います。

- 2 当社は前項の請求があった場合、第10条（第1種IP電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用権の譲渡の禁止）

第15条 第1種IP電話サービスに係る利用権（第1種IP電話契約者が第1種IP電話契約に基づいて第1種IP電話サービスの提供を受ける権利をいいます。）は、他人に譲渡することはできません。

（第1種IP電話契約者が行う第1種IP電話契約の解除）

第16条 第1種IP電話契約者は、第1種IP電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う第1種IP電話契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、その第1種IP電話契約を解除することがあります。

- (1) 第44条(利用停止)の規定によりIP電話サービスの利用を停止された第1種IP電話契約者が、なおその事実を解消しない場合。
 - (2) 第1種IP電話サービスの提供に係るコンピュータ通信網契約の解除があった場合。
- 2 当社は、第1種IP電話契約者が第44条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP電話サービスの利用停止をしないでその第1種IP電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりその第1種IP電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種IP電話契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第18条 第1種IP電話契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第2節 第2種 I P 電話サービスに係る契約

(第2種 I P 電話サービスの種類)

第19条 第2種 I P 電話サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 第1類サービス	I P 電話番号のみを利用するサービス
2 第2類サービス	I P 電話番号と固定電話番号を併用利用するサービス

(契約の単位)

第20条 当社は、イーサネット通信網約款に規定する契約者回線群1回線群ごとに1の第2種 I P 電話契約を締結します。この場合、第2種 I P 電話契約者は、1の第2種 I P 電話契約につき1人に限ります。

(第2種 I P 電話契約申込を行うことができる者の条件)

第21条 第2種 I P 電話サービスに係る申込みをすることができる者は、当社のイーサネット通信網約款に規定する契約者に限ります。

(第2種 I P 電話契約申込の方法)

第22条 第2種 I P 電話契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し行っていただきます。

(第2種 I P 電話契約申込の承諾)

第23条 当社は、第2種 I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、第2種 I P 電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第2種 I P 電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが著しく困難なとき。
- (2) 契約者回線を介して接続される端末設備等相互間における音声通信の総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第2種 I P 電話契約の申込みをした者が、第2種 I P 電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第2種 I P 電話サービスの申込みをした者に係るイーサネット通信網サービスが利用停止をされている、又は当社が行なうイーサネット通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) その他第2種 I P 電話契約の申込みを承諾することが、技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第24条 第2種 I P 電話サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第2種 I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して1か月とします。
- 3 第2種 I P 電話契約者は、前項の最低利用期間内に第2種 I P 電話契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(I P 電話番号)

第25条 当社は、 I P 電話番号を1の契約者回線群ごとに定めます。ただし、1の契約者回線群ごとの I P 電話番号の数は当社が別に定めるところによります。

- 2 第2種 I P 電話契約者は、一度付与された I P 電話番号の変更の請求はできません。
- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、 I P 電話番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、 I P 電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種 I P 電話契約者にお知らせします。

(固定電話番号)

第26条 第2類サービスに利用する固定電話番号は、当社が定めるところにより第2類サービス契約者に指定します。

- 2 第2種 I P 電話契約者は、一度付与された固定電話番号の変更の請求はできません。
- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。
- 4 当社は、契約者回線等を介して行われる通話について第2類サービスに係る総合品質(事業用電気通信設備規則第35条の6の規定に基づいて当社が別に定める第2類サービスに係る基準をいいます。)を維持することが困難であると判断したときは、電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 5 前2項の規定により、電話番号を変更する場合又は電話番号の全部若しくは一部の付与を廃止する場合には、あらかじめそのことを第2種 I P 電話契約者に通知します。

(契約事項の変更)

第27条 当社は、第2種 I P 電話契約者から請求があったときは、第22条(第2種 I P 電話契約申込の方法)に規定する第2種 I P 電話契約内容の変更を行います。

- 2 当社は前項の請求があった場合、第23条(第2種 I P 電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第2種 I P 電話契約者が行う第2種 I P 電話契約の解除)

第28条 第2種 I P 電話契約者は、第2種 I P 電話契約を解除しようとするときは、そのことを

あらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う第2種 I P 電話契約の解除)

第29条 当社は、次の場合には、その第2種 I P 電話契約を解除することがあります。

- (1) 第44条（利用停止）の規定により I P 電話サービスの利用を停止された第2種 I P 電話契約者が、なおその事実を解消しない場合。
 - (2) 第2種 I P 電話サービスの提供に係るイーサネット通信網契約の解除があった場合。
- 2 当社は、第2種 I P 電話契約者が第44条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 電話サービスの利用停止をしないでその第2種 I P 電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりその第2種 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種 I P 電話契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第30条 発信者番号通知及び利用権の譲渡の禁止に関する取扱いについては、第1種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第2種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第3節 第3種 I P 電話サービスに係る契約

(第3種 I P 電話サービスの種類)

第31条 第3種 I P 電話サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 第1類サービス	I P 電話番号のみを利用するサービス
2 第2類サービス	I P 電話番号と固定電話番号を併用利用するサービス

(契約の単位)

第32条 当社は、I P 電話専用回線群 1 回線群ごとに 1 の第3種 I P 電話契約を締結します。この場合、第3種 I P 電話契約者は、1 の第3種 I P 電話契約につき 1 人に限ります。

(第3種 I P 電話契約申込の方法)

第33条 第3種 I P 電話契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し行っていただきます。

(第3種 I P 電話契約申込の承諾)

第34条 当社は、第3種 I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、第3種 I P 電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第3種 I P 電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが著しく困難なとき。
- (2) 契約者回線を介して接続される端末設備等相互間における音声通信の総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第3種 I P 電話契約の申込みをした者が、第3種 I P 電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第3種 I P 電話サービスの申込みをした者に係る I P 電話専用回線サービスが利用停止をされている、又は当社が行なう I P 電話専用回線契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) その他第3種 I P 電話契約の申込みを承諾することが、技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第35条 第3種 I P 電話サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第3種 I P 電話サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 第3種 I P 電話契約者は、前項の最低利用期間内に第3種 I P 電話契約の解除があった場合

は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（I P電話番号）

第36条 当社は、I P電話番号を1の契約者回線群ごとに定めます。ただし、1の契約者回線群ごとのI P電話番号の数は当社が別に定めるところによります。

- 2 第3種I P電話契約者は、一度付与されたI P電話番号の変更の請求はできません。
- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P電話番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、I P電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第3種I P電話契約者にお知らせします。

（固定電話番号）

第37条 第3類サービスに利用する固定電話番号は、当社が定めるところにより第2類サービス契約者に指定します。

- 2 第3種I P電話契約者は、一度付与された固定電話番号の変更の請求はできません。
- 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。
- 4 当社は、契約者回線等を介して行われる通話について第2類サービスに係る総合品質（事業用電気通信設備規則第35条の6の規定に基づいて当社が別に定める第2類サービスに係る基準をいいます。）を維持することが困難であると判断したときは、電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 5 前2項の規定により、電話番号を変更する場合又は電話番号の全部若しくは一部の付与を廃止する場合には、あらかじめそのことを第3種I P電話契約者に通知します。

（契約事項の変更）

第38条 当社は、第3種I P電話契約者から請求があったときは、第34条（第3種I P電話契約申込の方法）に規定する第3種I P電話契約内容の変更を行います。

- 2 当社は前項の請求があった場合、第35条（第3種I P電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第3種I P電話契約者が行う第3種I P電話契約の解除）

第39条 第3種I P電話契約者は、第3種I P電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。

（当社が行う第3種I P電話契約の解除）

第40条 当社は、次の場合には、その第3種I P電話契約を解除することがあります。

- (1) 第44条（利用停止）の規定によりI P電話サービスの利用を停止された第3種I P電話契約者が、なおその事実を解消しない場合。

- (2) 第3種 I P 電話サービスの提供に係るイーサネット通信網契約の解除があった場合。
- 2 当社は、第3種 I P 電話契約者が第44条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 電話サービスの利用停止をしないでその第3種 I P 電話契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりその第3種 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種 I P 電話契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第41条 発信者番号通知及び利用権の譲渡の禁止に関する取扱いについては、第1種 I P 電話契約の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第3種 I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第42条 当社は、I P電話契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)の定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したI P電話契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用停止又は廃止を行うことがあります。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第43条 当社は、次の場合には、I P電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又はI P電話サービスの提供に係る電話網を提供する電気通信事業者（特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。）の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) コンピュータ通信網約款又はイーサネット通信網約款又は本約款の規定により、そのI P電話サービスの提供に係るコンピュータ通信網サービス又はイーサネット通信網サービス又はI P電話専用回線サービスが利用中止になったとき。
- (3) 第46条（通信利用の制限）の規定により、I P電話サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをI P電話契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第44条 当社は、I P電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのI P電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったI P電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのI P電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) I P電話契約者が当社と契約を締結している、又は締結していたコンピュータ通信網サービス及びイーサネット通信網サービス並びにI P電話専用回線サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) コンピュータ通信網約款又はイーサネット通信網約款又は本約款の規定により、そのI P電話サービスの提供に係るコンピュータ通信網サービス又はイーサネット通信網サービス又はI P電話専用回線サービスが利用停止になったとき。
- (4) 第60条（利用に係るI P電話契約者の義務）の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりI P電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をI P電話契約者に通知します。

3 I P電話契約者は、本条に基づきI P電話サービスの利用停止がなされた場合でも、I P電話契約が解除されるまでの期間のI P電話サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

第7章 通信

(通信の種類等)

第45条 通信の種類は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

(通信利用の制限)

第46条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信者の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間の測定等)

第47条 通信時間の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第48条 音声通信の品質については、そのIP電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第49条 当社が提供する I P 電話サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する使用料、利用料及びユニバーサルサービス料とします。

2 当社が提供する I P 電話サービスの工事に関する費用は、料金表第3表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(使用料の支払義務)

第50条 I P 電話契約者は、その契約に基づいて当社が I P 電話サービスの提供を開始した日 (I P 電話番号又は付加機能の提供については提供を開始した日) から起算して契約の解除があった日 (I P 電話番号又は付加機能については廃止があった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表(料金)に規定する使用料を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 電話サービスを利用することができない状態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。

(1) I P 電話契約者は、利用停止があったときは、その期間中の使用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、 I P 電話契約者は、次の表に規定する場合を除いて、 I P 電話サービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I P 電話契約者の責めによらない理由により、その I P 電話サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合 (2 欄に該当する場合を除きます。) にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する使用料
2 移転に伴って、 I P 電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき (I P 電話契約者の都合により I P 電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は I P 電話番号を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する使用料

3 当社の故意又は重大な過失により I P 電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間についてその時間に対応する使用料
--	--

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第50条の 2 I P 電話契約者は、第 12 条 (I P 電話番号)、第 25 条 (I P 電話番号)、第 26 条 (固定電話番号)、第 36 条 (I P 電話番号)、第 37 条 (固定電話番号) 及び料金表 第 1 表 (料金) の付加機能使用料で定める着信課金機能において当社が付与する番号 (以下「電気通信番号等」といいます。) について、料金表 第 1 表 第 4 ユニバーサルサービス料に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 電話サービスを利用することができない状態が生じたときは、I P 電話契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(利用料の支払義務)

第51条 I P 電話契約者は、次の通信について、第47条 (通信時間の測定等) に定めるとおり測定した通信時間と料金表第 1 表 (料金) の規定とに基づいて算定した利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
1 契約者回線から行った通信 (その契約者回線の I P 電話契約者以外の者が行った通信を含みます。)	その契約者回線又は契約者回線群の I P 電話契約者

- 2 I P 電話契約者は、利用料について、特定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、I P 電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(接続点を經由する通信の料金の取扱い)

第52条 接続点を經由する通信 (契約者回線から直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又は外国へ発信するものに限りません。) に係る利用料は、別に定める契約に基づいて当社が特定事業者から I P 電話サービスの提供を受ける区間と当社が I P 電話サービスを提供する区間とを合わせて当社が定めるものとします。

(工事費の支払義務)

第53条 I P電話契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P電話契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第54条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第55条 I P電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第56条 I P電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第57条 当社は、I P電話サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI P電話サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、I P電話契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該I P電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表に規定する使用料

(2) 料金表第1表に規定する利用料（I P電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあつては、料金表に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりI P電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第58条 当社は、I P電話契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、I P電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、I P電話サービスの利用に支障が生じた場合であつて、それが自営端末設備等I P電話契約者の宅内環境及びI P通信網の接続状態その他当社の責によらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

4 天災、事変その他の不可抗力により、I P電話サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責めを負わないものとします。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第59条 当社は、I P 電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした I P 電話契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る I P 電話契約者の義務)

第60条 I P 電話契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備（当社が別に定める「宅内機器レンタル規約」に定める電気通信設備を含みます。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 他人の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で I P 電話サービスを利用しないこと。

2 I P 電話契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修理その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(I P 電話契約者の氏名等の通知)

第61条 当社は、I P 電話契約者の氏名、住所及び I P 電話番号等を特定事業者に通知することがあります。

(電話帳)

第62条 当社は、I P 電話契約者から請求があったときは、別記5、6、7および8に定めるところにより、当社が付与した固定電話番号又は着信課金番号（料金表第1表の付加機能使用料 c（着信課金機能）に規定する着信課金番号をいいます。以下、第63条（電話番号案内）及び第64条（番号情報の提供）において同じとします。）を電話帳（西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(電話番号案内)

第63条 当社は、IP電話契約者から請求があったときは、当社が付与した固定電話番号又は着信課金番号は電話番号案内(西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に定める電話番号案内をいいます。以下同じとします。)において案内を行います。

(番号情報の提供)

第64条 当社は、当社の番号情報(電話帳記載又は電話番号案内に必要な情報(第62条(電話帳)及び第63条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を行うこととなった固定電話番号又は着信課金番号に係る情報に限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。

- 2 前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。以下この条において同じとします。)に提供します。
- 3 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
- 4 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

(法令に規定する事項)

第65条 IP電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第66条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 記

別 記

1 I P 電話サービスの提供区域等

(1) I P 電話サービスは、以下の区域において提供します。

区 域
石川県、富山県、福井県の一部

(2) 当社の I P 電話サービスに係る通信は、次の区間において提供します。

- ア 契約者回線相互間
- イ 契約者回線と接続点との間

2 当社と I P 電話サービスの提供に関する契約を締結する特定事業者および当該特定事業者が定める契約約款

事業者の名称	契約約款の名称
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	I P データ通信網サービス契約約款 電話サービス等契約約款

3 I P 電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により I P 電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、すみやかに I P 電話サービスの契約事務を行う当社の事業所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、相続人が 2 名以上ある時は、その内の 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人の内の 1 人を代表者として取り扱います。

4 I P 電話契約者の氏名等の変更

- (1) I P 電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は料金等請求書の送付先の変更があった時は、これを証明する書類を添えて、すみやかに I P 電話サービスの契約事務を行う当社の事業所に届け出ていただきます。
- (2) 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

5 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、I P 電話契約者から請求があったときは、当社が付与した固定電話番号又は着信課金番号と次の事項を普通掲載として電話帳に掲載します。
 - ア I P 電話契約者又はその I P 電話契約者が指定する者の氏名、名称、又は名称のうち 1
 - イ I P 電話契約者又はその I P 電話契約者が指定する者の職業（西日本電信電話株式会社

が定める職業区分によるものとします。)のうち1

ウ IP電話契約者又はそのIP電話契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、西日本電信電話株式会社の定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、IP電話契約者に係る固定電話番号又は着信課金番号の数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が西日本電信電話株式会社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

6 電話帳の掲載省略

IP電話契約者が指定した特定の契約者回線等に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記5（電話帳の普通掲載）の(1)に規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者の定める記号等を普通掲載として記載することについてIP電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略します。

7 電話帳の重複掲載

(1) 当社はIP電話契約者から、普通掲載のほか、別記5（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、西日本電信電話株式会社が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が西日本電信電話株式会社の電話帳発行業務に支障をおよぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

8 電話帳掲載に係る料金

IP電話契約者は第62条（電話帳）（別記5（電話帳の普通掲載）に定める普通掲載及び別記7（電話帳の重複掲載）に定める重複掲載の場合に限ります。）に定める請求をした場合には、1の固定電話番号又は着信課金番号ごとに料金表第2表に規定する電話帳掲載に係る料金の支払いを要します。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 利用できない主な電気通信番号

緊急通報用電話については、利用できません。

- ・警察機関への通報に関する電気通信番号：110
- ・消防機関への通報に関する電気通信番号：119
- ・海上保安機関への通報に関する電気通信番号：118
- ・その他100番台の電気通信番号

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、I P電話契約者がそのI P電話契約に基づいて支払う料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日によりI P電話サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日によりI P電話サービスの解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日にI P電話サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日により月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 5の規定に基づく起算日に変更があったとき。
 - (6) 第50条(使用料の支払義務)第2項の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第50条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 第57条(責任の制限)第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、1及び2の規定に準じて取り扱います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(料金等の支払い)

- 6 I P電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法において支払っていただきます。
- 7 I P電話契約者は、料金及び工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 10 第50条(使用料の支払義務)から第53条(工事費の支払義務)までの規定等により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

ただし、外国への音声通信に係る料金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- 12 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP電話サービスの契約事務を行う当社の事業所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

- 13 本約款に規定する加算額及び設備費のうち、別に算定する実費とされているものについては、それぞれ次により算定します。

1 加算額

月額料金＝年経費(営業費＋報酬＋税金)×1/12

(注) 営業費、報酬及び税金は、創設費にそれぞれ対応する年経費率を乗じて算定します。

2 設備費

設備費＝物品費＋取付費＋間接費

項目	区分	価格等	算定方法
物品費	—	購入価格	—
取付費	(1) 労務費	1時間当たり人件費単金 ×延労働時間	左記の(1)(2)の 合計金額
	(2) 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	—	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費 (ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	—

第1表 料金

第1 第1種IP電話サービスに係るもの

① 使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 基本使用料の適用	ア 基本使用料は、IP電話番号について、適用します。 イ 基本使用料の適用開始は第1種IP電話サービスの提供開始日からとします。
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 第1種IP電話サービスについては、最低利用期間があります。 イ 第1種IP電話契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（基本使用料に消費税相当額を加算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
(3) 付加機能使用料の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。

2 料金額

(1) 基本使用料

月額

区 分	単 位	料金額（税込額）
基本使用料	1のIP電話番号ごとに	100円（105円）

(2) 付加機能使用料

a 代表着信機能

月額

区 分	単 位	料金額（税込額）
2以上の音声通信用端末設備について、それらを代表するIP電話番号（以下この欄において「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号により着信があった場合に、通信中でないいずれかの1の音声通信用端末設備に接続することができる機能	1の代表番号ごと	2,000円（2,100円）

b 特定番号通知機能

月額

区 分	単 位	料金額（税込額）
この機能を利用する契約者回線から行う通信について、その契約者回線に係る契約者に付与されたIP電話番号を着信先へ通知する機能	1の通知番号ごと	200円（210円）

c 着信課金機能

月額

区 分		単 位	料金額 (税込額)
基本機能	この機能を利用する契約者回線へ、直加入電話等設備等(特定事業者が定めるIP電話通信網サービス契約約款の別表4に掲げる電気通信設備とします。以下この表において同じとします。)から着信課金番号により行う音声通信(着信先指定機能を利用して契約者があらかじめ指定した契約者回線又は当社が別に定める電気通信設備へ着信先が変更された音声通信を含みます。以下「着信課金通信」といいます。)に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した契約者とし、第1(第1種IP電話サービスに係るもの)の②-2-(2)-dに規定する料金額をその契約者に課金することができるようにする機能	(ア) 番号体系が0120-6桁の着信課金番号の場合 1の着信課金番号ごとに	2,000円 (2,100円)
		(イ) 番号体系が0800-7桁の着信課金番号の場合 1の着信課金番号ごとに タイプ1	500円 (525円)
		タイプ2	2,000円 (2,100円)
追加機能	時間外着信案内・利用時間指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をする機能	—
	着信先指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信を、あらかじめ指定された直加入電話等設備等に接続する機能	—
	共通番号機能	1の着信課金番号による着信課金通信を、その音声通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された契約者回線又は当社が別に定める電気通信設備に接続する機能	—

	着信分配機能	1の着信課金番号による着信課金通信について、あらかじめ指定された契約者回線又は当社が別に定める電気通信設備ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能		—
備考	<p>1 当社が付与する着信課金番号は、特定事業者が電気通信番号規則に基づいて取得したものに限り、ます。</p> <p>2 着信課金番号の番号体系が0800-7桁のものには、次の(1)及び(2)に規定する制約があるもの(この表において「タイプ1」といいます。)及びその制約がないもの(この表において「タイプ2」といいます。)の2種類があります。</p> <p>(1) 追加機能を利用することができません。</p> <p>(2) 4の規定にかかわらず、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備からの通信を許容するものとし、これを制限することができません。</p> <p>3 当社は技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4 契約者は、着信課金機能により利用料をその契約者に課金することを許容する地域(携帯自動車電話設備及びPHS設備を除きます。)を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数は、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>5 契約者は、着信課金番号により音声通信を行うことができる電気通信設備として公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備を許容する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>6 特定事業者は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者から請求があったときは、当該電気通信事業者に通知することがあります。</p> <p>7 利用時間指定機能又は着信先指定機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>8 共通番号機能において1の着信課金番号による着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において音声通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p>			

② 利用料

1 適用

区 分	内 容						
(1) 通信の種類等	<p>通信には次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="596 405 1369 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="596 405 839 452">区分</th> <th data-bbox="839 405 1369 452">適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="596 452 839 647">1 加入者間通信</td> <td data-bbox="839 452 1369 647">I P 電話契約者（特定事業者の契約約款に基づき提供される I P 電話番号の利用者を含みます。以下この料金表において同じとします。）相互間の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 647 839 981">2 一般通信</td> <td data-bbox="839 647 1369 981"> ア 契約者回線から直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又は外国への通信 イ 直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備から契約者回線への通信 ウ 公衆電話設備から契約者回線への通信 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用する通信	1 加入者間通信	I P 電話契約者（特定事業者の契約約款に基づき提供される I P 電話番号の利用者を含みます。以下この料金表において同じとします。）相互間の通信	2 一般通信	ア 契約者回線から直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又は外国への通信 イ 直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備から契約者回線への通信 ウ 公衆電話設備から契約者回線への通信
区分	適用する通信						
1 加入者間通信	I P 電話契約者（特定事業者の契約約款に基づき提供される I P 電話番号の利用者を含みます。以下この料金表において同じとします。）相互間の通信						
2 一般通信	ア 契約者回線から直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又は外国への通信 イ 直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備から契約者回線への通信 ウ 公衆電話設備から契約者回線への通信						
(2) 通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特定事業者の機器により測定します。</p> <p>イ 特定事業者の設置した電気通信設備の故障等 I P 電話サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間に含みません。</p>						
(3) 特定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱い	<p>特定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p>						

	<p>(1) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用 料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて 得た額</p> <p>(2) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又 は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のう ち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得 た額</p>
--	---

2 料金額

(1) 加入者間通信に係るもの

無料

(2) 一般通信に係るもの

a 契約者回線から直加入電話等設備への通信に係るもの

区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	180秒までごとに 8円(8.4円)

b 契約者回線から携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

	区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	携帯自動車電話設備への通信に係るもの	60秒までごとに 15.9円(16.695円)
	PHS設備への通信に係るもの	60秒までごとに 12円(12.6円) 上記のほか通信1回ごとに10円(10.5円)

c 外国への通信に係るもの

	区 分	料金額	
利 用 料		60秒までごとに次の額	
利 用 料	取扱地域		
	アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20円
	アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30円
	アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48円
	アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴル国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国	80円

アジア 5	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン王国、ヨルダン・ハシュミット王国、レバノン共和国	90円
アメリカ 1	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）、カナダ	8円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	32円
アメリカ 4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92円
オセアニア 1	ハワイ	8円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56円

オセアニア 4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円
ヨーロッパ 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、セルビアモンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、ザンビア共和国、大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーア国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72円

アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボヴェルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90円
インマルサット1	インマルサット-A (インド洋)、インマルサット-A (大西洋西)、インマルサット-A (大西洋東)、インマルサット-A (太平洋)	510円
インマルサット2	インマルサット-M (インド洋)、インマルサット-M (大西洋西)、インマルサット-M (大西洋東)、インマルサット-M (太平洋)	360円
インマルサット3	インマルサット-B (インド洋)、インマルサット-B (大西洋西)、インマルサット-B (大西洋東)、インマルサット-B (太平洋)	300円
インマルサット4	インマルサット-ミニM/F (インド洋)、インマルサット-ミニM/F (大西洋西)、インマルサット-ミニM/F (大西洋東)、インマルサット-ミニM/F (太平洋)	000

d 着信課金機能を利用する契約者回線への着信に係るもの

区 分		料金額 (税込額)
通 信 料	加入電話等設備又は直収通信設備等からの着信に係るもの	180秒までごとに 8円(8.4円)
	他社直加入電話等設備からの着信に係るもの	60秒までごとに 5円(5.25円)
	公衆電話設備からの着信に係るもの	60秒までごとに 25円(26.25円)
	携帯自動車電話設備からの着信に係るもの	60秒までごとに 17円(17.85円)
	P H S 設備からの着信に係るもの	60秒までごとに 12円(12.6円) 上記のほか通信1回ごとに10円(10.5円)
加入電話等設備、直収通信設備等、他社直加入電話等設備、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はP H S 設備は、特定事業者が定める I P 電話通信網サービス契約約款の別表 4 に掲げる電気通信設備をいいます。		

第2 第2種 I P 電話サービスに係るもの

① 使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 基本使用料の適用	<p>ア 第1類サービスにおける基本使用料は、I P 電話番号について、適用します。</p> <p>イ 第2類サービスにおける基本使用料は、I P 電話番号及び固定電話番号について、適用します。</p> <p>ウ 基本使用料の適用開始は第2種 I P 電話サービスの提供開始日からとします。</p>
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第2種 I P 電話サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第2種 I P 電話契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（基本使用料に消費税相当額を加算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>
(3) 付加機能使用料の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。

2 料金額

(1) 基本使用料

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
基本使用料	第1類サービスのもの	1のI P 電話番号ごとに 100円 (105円)
	第2類サービスのもの	1のI P 電話番号及び1の固定話番号ごとに 300円 (315円)

(2) 付加機能使用料

a 代表着信機能

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
2以上の音声通信用端末設備について、それらを代表するI P 電話番号(以下この欄において「代表番号」といいます。)を定め、その代表番号により着信があった場合に、通信中でないいずれかの1の音声通信用端末設備に接続することができる機能	1の代表番号ごと	2,000円 (2,100円)

b 特定番号通知機能

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
この機能を利用する契約者回線から行う通信について、その契約者回線に係る契約者に付与された I P 電話番号を着信先へ通知する機能	1 の通知番号ごと	200円 (210円)

c 着信課金機能

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
基本機能 この機能を利用する契約者回線へ、直加入電話等設備等(特定事業者が定める I P 電話通信網サービス契約約款の別表 4 に掲げる電気通信設備とします。以下この表において同じとします。) から着信課金番号により行う音声通信に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した契約者とし、第 2 (第 2 種 I P 電話サービスに係るもの) の②-2-(2)-d に規定する料金額をその契約者に課金することができるようにする機能	(ア) 番号体系が 0120-6 桁の着信課金番号の場合 1 の着信課金番号ごとに (イ) 番号体系が 0800-7 桁の着信課金番号の場合 1 の着信課金番号ごとに タイプ 1 タイプ 2	2,000円 (2,100円) 500円 (525円) 2,000円 (2,100円)
追加機能 時間外着信案内・利用時間指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をする機能	—
追加機能 着信先指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信を、あらかじめ指定された直加入電話等設備等に接続する機能	—

共通番号機能	1の着信課金番号による着信課金通信を、その音声通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された契約者回線又は当社が別に定める電気通信設備に接続する機能		—
着信分配機能	1の着信課金番号による着信課金通信について、あらかじめ指定された契約者回線又は当社が別に定める電気通信設備ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能		—
備考	<p>1 当社が付与する着信課金番号は、特定事業者が電気通信番号規則に基づいて取得したものに限り、ます。</p> <p>2 着信課金番号の番号体系が0800-7桁のものには、次の(1)及び(2)に規定する制約があるもの(この表において「タイプ1」といいます。)及びその制約がないもの(この表において「タイプ2」といいます。)の2種類があります。</p> <p>(1) 追加機能を利用することができません。</p> <p>(2) 4の規定にかかわらず、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備からの通信を許容するものとし、これを制限することができません。</p> <p>3 当社は技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4 契約者は、着信課金機能により利用料をその契約者に課金することを許容する地域(携帯自動車電話設備及びPHS設備を除きます。)を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>5 契約者は、着信課金番号により音声通信を行うことができる電気通信設備として公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備を許容する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>6 特定事業者は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者から請求があったときは、当該電気通信事業者へ通知することがあります。</p> <p>7 利用時間指定機能又は着信先指定機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>8 共通番号機能において1の着信課金番号による着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において音声通信の着信先として指定することができる着信先の数、当社が別に定める数の範囲内とします。</p>		

d 優先制御機能

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
フレーム若しくはIPパケットを、フレーム若しくはIPパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって、契約者回線の終端方向に転送する機能	1のアクセス回線ごと	5,000円 (5,250円)

② 利用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 通信の種類等	通信の種類は、第1種IP電話サービスの場合に準ずるものとします。
(2) 通信時間の測定等	音声通信に係る通信時間の測定及び特定事業者の設置した電気通信設備の故障等IP電話サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種IP電話サービスの場合に準ずるものとします。
(3) 特定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱い	特定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱いは、第1種IP電話サービスの場合に準ずるものとします。

2 料金額

(1) 加入者間通信に係るもの

区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	無料
備考 この料金は、第1類サービスのもの及び、第2類サービスにおけるIP電話番号による通信に限ります。	

(2) 一般通信に係るもの

a 契約者回線から直加入電話等設備への通信に係るもの

区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

b 契約者回線から携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

	区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	携帯自動車電話設備への通信に係るもの	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該携帯自動車電話設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額
	PHS設備への通信に係るもの	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該PHS設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

c 外国への通信に係るもの

区 分	料金額
利用料	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

d 着信課金機能を利用する契約者回線への着信に係るもの

区 分	料金額 (税込額)
通 信 料	加入電話等設備又は直収通信設備等からの着信に係るもの その音声通信を加入電話等設備又は直収通信設備等から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額

他社直加入電話等設備からの着信に係るもの	その音声通信を他社直加入電話等設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
公衆電話設備からの着信に係るもの	その音声通信を公衆電話設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
携帯自動車電話設備からの着信に係るもの	その音声通信を携帯自動車電話設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
PHS設備からの着信に係るもの	その音声通信をPHS設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
加入電話等設備、直収通信設備等、他社直加入電話等設備、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備は、特定事業者が定めるIP電話通信網サービス契約約款の別表4に掲げる電気通信設備をいいます。	

第3 第3種 I P 電話サービスに係るもの

① 使用料

1 適用

区 分	内 容						
(1) 基本使用料の適用	<p>ア 第1類サービスにおける基本使用料は、I P 電話番号について、適用します。</p> <p>イ 第2類サービスにおける基本使用料は、I P 電話番号及び固定電話番号について、適用します。</p> <p>ウ 基本使用料の適用開始は第3種 I P 電話サービスの提供開始日からとします。</p>						
(2) I P 電話専用回線におけるタイプに係る料金の適用	<p>当社は回線使用料を適用にあたって、次表のとおり I P 電話専用回線においてタイプを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>I P 電話サービスによる同時通話回線数が8回線相当</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>タイプ1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内 容	タイプ1	I P 電話サービスによる同時通話回線数が8回線相当	タイプ2	タイプ1以外のもの
タイプ	内 容						
タイプ1	I P 電話サービスによる同時通話回線数が8回線相当						
タイプ2	タイプ1以外のもの						
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第3種 I P 電話サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第3種 I P 電話契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（基本使用料に消費税相当額を加算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>						
(4) 付加機能使用料の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。						

2 料金額

(1) 基本使用料

月額

区 分	単 位	料金額（税込額）
基本使用料	第1類サービスのもの	1のI P 電話番号ごとに 100円（105円）
	第2類サービスのもの	1のI P 電話番号及び1の固定話番号ごとに 300円（315円）

(2) IP電話専用回線使用料

IP電話専用回線1回線ごとに月額

区 分	料金額 (税込額)
タイプ1	55,000円 (57,750円)
タイプ2	75,000円 (78,750円)

(3) 加算額

料金種別	単 位	区 分	料金額 (月額) (税込額)
ア 線路設置使用料	IP電話専用回線1回線につき 区域外線路100m までごとに	—	1,000円 (1,050円)
イ 異経路の線路使用料	—	—	別に算定する実費
ウ 特別な電気通信設備使用料	—	—	別に算定する実費
エ 回線終端装置使用料	1台ごとに	タイプ1のもの タイプ2のもの	5,000円 (5,250円)
備 考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。			

(4) 付加機能使用料

a 代表着信機能

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
2以上の音声通信用端末設備について、それらを代表するIP電話番号(以下この欄において「代表番号」といいます。)を定め、その代表番号により着信があった場合に、通信中でないいずれかの1の音声通信用端末設備に接続することができる機能	1の代表番号ごと	2,000円 (2,100円)

b 特定番号通知機能

月額

区 分	単 位	料金額 (税込額)
この機能を利用する契約者回線から行う通信について、その契約者回線に係る契約者に付与されたIP電話番号を着信先へ通知する機能	1の通知番号ごと	200円 (210円)

c 着信課金機能

月額

区 分		単 位	料金額 (税込額)
基本機能	この機能を利用する契約者回線へ、直加入電話等設備等(特定事業者が定めるIP電話通信網サービス契約約款の別表4に掲げる電気通信設備とします。以下この表において同じとします。)から着信課金番号により行う音声通信に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した契約者とし、第3(第3種IP電話サービスに係るもの)の②-2-(2)-dに規定する料金額をその契約者に課金することができるようにする機能	(ア) 番号体系が0120-6桁の着信課金番号の場合 1の着信課金番号ごとに	2,000円 (2,100円)
		(イ) 番号体系が0800-7桁の着信課金番号の場合 1の着信課金番号ごとに タイプ1	500円 (525円)
		タイプ2	2,000円 (2,100円)
追加機能	時間外着信案内・利用時間指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をする機能	—
	着信先指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信を、あらかじめ指定された直加入電話等設備等に接続する機能	—
	共通番号機能	1の着信課金番号による着信課金通信を、その音声通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された契約者回線又は当社が別に定める電気通信設備に接続する機能	—

	着信分配機能	1の着信課金番号による着信課金通信について、あらかじめ指定された契約者回線又は当社が別に定める電気通信設備ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能		—
備考	<p>1 当社が付与する着信課金番号は、特定事業者が電気通信番号規則に基づいて取得したものに限り、</p> <p>2 着信課金番号の番号体系が0800-7桁のものには、次の(1)及び(2)に規定する制約があるもの(この表において「タイプ1」といいます。)及びその制約がないもの(この表において「タイプ2」といいます。)の2種類があります。</p> <p>(1) 追加機能を利用することができません。</p> <p>(2) 4の規定にかかわらず、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備からの通信を許容するものとし、これを制限することができません。</p> <p>3 当社は技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4 契約者は、着信課金機能により利用料をその契約者に課金することを許容する地域(携帯自動車電話設備及びPHS設備を除きます。)を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数は、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>5 契約者は、着信課金番号により音声通信を行うことができる電気通信設備として公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備を許容する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>6 特定事業者は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者から請求があったときは、当該電気通信事業者に通知することがあります。</p> <p>7 利用時間指定機能又は着信先指定機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>8 共通番号機能において1の着信課金番号による着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において音声通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p>			

② 利用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 通信の種類等	通信の種類は、第1種IP電話サービスの場合に準ずるものとします。
(2) 通信時間の測定等	音声通信に係る通信時間の測定及び特定事業者の設置した電気通信設備の故障等IP電話サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種IP電話サービスの場合に準ずるものとします。
(3) 特定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱い	特定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱いは、第1種IP電話サービスの場合に準ずるものとします。

2 料金額

(1) 加入者間通信に係るもの

区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	無料
備考 この料金は、第1類サービスのもの及び、第2類サービスにおけるIP電話番号による通信に限ります。	

(2) 一般通信に係るもの

a 契約者回線から直加入電話等設備への通信に係るもの

区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

b 契約者回線から携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

	区 分	料金額 (税込額)
利 用 料	携帯自動車電話設備への通信に係るもの	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該携帯自動車電話設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額
	PHS設備への通信に係るもの	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該PHS設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

c 外国への通信に係るもの

区 分	料金額
利用料	その通信を第1種IP電話サービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

d 着信課金機能を利用する契約者回線への着信に係るもの

区 分	料金額 (税込額)
通 信 料	加入電話等設備又は直収通信設備等からの着信に係るもの その音声通信を加入電話等設備又は直収通信設備等から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額

他社直加入電話等設備からの着信に係るもの	その音声通信を他社直加入電話等設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
公衆電話設備からの着信に係るもの	その音声通信を公衆電話設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
携帯自動車電話設備からの着信に係るもの	その音声通信を携帯自動車電話設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
PHS設備からの着信に係るもの	その音声通信をPHS設備から、着信課金機能を利用する第1種IP電話サービスに係る契約者回線へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額
加入電話等設備、直収通信設備等、他社直加入電話等設備、公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備は、特定事業者が定めるIP電話通信網サービス契約約款の別表4に掲げる電気通信設備をいいます。	

第4 ユニバーサルサービス料

1 適用

区 分	内 容
(1) ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料の適用については、第50条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定により、1の電気通信番号等ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号等のうち、料金月の末日に利用されている電気通信番号等に適用します。</p>
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料の日割りは行いません。</p> <p>イ 料金月の末日にIP電話契約の解除若しくは付加機能の廃止があったとき、解除若しくは廃止した電気通信番号等はユニバーサルサービス料を適用しません。</p>
(3) 適用除外	<p>ア 以下の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。 番号ポータビリティ等により、最終利用者に見えない形で利用されている当社が付与した番号</p>

2 料金額

月額

区 分	単 位	料金額（税込額）
ユニバーサルサービス料	1の電気通信番号等ごとに	5円（5.25円）

第2表 電話帳掲載料

1の固定電話番号又は着信課金番号ごとに

電話帳発行のつど1掲載ごとに	
普通掲載	無 料
重複掲載	500円 (525円)

第3表 工事に関する費用

第1 工事費

①第1種IP電話サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
工事費の適用	第1種IP電話サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。 ア IP電話番号関連工事 イ 付加機能関連工事

2 工事費の額

(1) IP電話番号関連工事

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
IP電話番号の登録に関する工事費	1のIP電話番号ごとに	500円 (525円)

(2) 付加機能関連工事

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
代表着信機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	1の代表番号ごとに	1,000円 (1,050円)
特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	1の通知番号ごとに	1,000円 (1,050円)

②第2種IP電話サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
工事費の適用	第2種IP電話サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。 ア IP電話番号等関連工事 イ 付加機能関連工事

2 工事費の額

(1) I P電話番号等関連工事

a 第1類サービスのもの

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
I P電話番号の登録に関する工事費	1のI P電話番号ごとに	500円 (525円)

b 第2類サービスのもの

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
I P電話番号及び固定電話番号の登録に関する工事費	1のI P電話番号及び 1の固定電話番号ごとに	1,500円 (1,575円)
番号ポータビリティに関する登録又は登録の解除に係る工事費	1の固定電話番号ごとに	2,000円 (2,100円)

(2) 付加機能関連工事

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
代表着信機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	1の代表番号ごとに	1,000円 (1,050円)
特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	1の通知番号ごとに	1,000円 (1,050円)
優先制御機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	1のアクセス回線(当該アクセス回線の終端において接続する優先制御機能を有する電気通信設備が、当社が別に定める「宅内機器レンタル規約」により提供するもの以外のものに限り)ごとに	5,000円 (5,250円)

③第3種I P電話サービスに係るもの

ア イ以外のもの

1 適用

区 分	内 容
工事費の適用	第3種I P電話サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。 ア I P電話番号等関連工事

	イ 付加機能関連工事
--	------------

2 工事費の額

(1) IP電話番号等関連工事

a 第1類サービスのもの

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
IP電話番号の登録に関する工事費	1のIP電話番号ごとに	500円 (525円)

b 第2類サービスのもの

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
IP電話番号及び固定電話番号の登録に関する工事費	1のIP電話番号及び 1の固定電話番号ごとに	1,500円 (1,575円)
番号ポータビリティに関する登録又は登録の解除に係る工事費	1の固定電話番号ごとに	2,000円 (2,100円)

(2) 付加機能関連工事

工事の種類	単 位	工事費の額 (税込額)
代表着信機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	1の代表番号ごとに	1,000円 (1,050円)
特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	1の通知番号ごとに	1,000円 (1,050円)

イ IP電話専用回線の工事に係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の契約者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき3,500円 (税込額3,675円) (相互接続点に係る工事の場合及び回線接続等に係る工事の場合を除きます。)を減額します。</p>

(2) タイプの変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	タイプの変更の場合の工事費は、変更後のタイプに対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。										
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="619 452 1369 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 452 879 497">工事の区分</th> <th data-bbox="885 452 1369 497">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 506 879 640">ア 端末設備に係る工事</td> <td data-bbox="885 506 1369 640">端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 649 879 784">イ 配線設備に係る工事</td> <td data-bbox="885 649 1369 784">配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 792 879 927">ウ 回線接続等に係る工事</td> <td data-bbox="885 792 1369 927">I P 電話専用回線を I P 電話サービス取扱局設備に接続する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 936 879 1070">エ 利用の一時中断に係る工事</td> <td data-bbox="885 936 1369 1070">契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 回線接続等に係る工事	I P 電話専用回線を I P 電話サービス取扱局設備に接続する場合に適用します。	エ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適用										
ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。										
イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。										
ウ 回線接続等に係る工事	I P 電話専用回線を I P 電話サービス取扱局設備に接続する場合に適用します。										
エ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。										

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類	工 事 費 の 額 (税込額)
端末設備に係る工事	8,000 円 (8,400 円)
配線設備に係る工事	12,000 円 (12,600 円)
回線接続等に係る工事	2,500 円 (2,625 円)
利用の一時中断に係る工事	6,300 円 (6,615 円)
<p>備 考</p> <p>上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。</p>	

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、第3種 I P 電話サービス契約に係る I P 電話専用回線の区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の I P 電話専用回線の終端が加入区域外となる場合（I P 電話専用回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに第3種 I P 電話サービス契約を締結して、その場所で I P 電話専用回線の提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 新たに提供を受ける第3種 I P 電話サービス契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>イ I P 電話専用回線のタイプの変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 変更後の I P 電話専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 変更前の I P 電話専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>ウ ア又はイの規定は、I P 電話専用回線が異経路となる場合は準用しません。</p>	新たに提供を受ける第3種 I P 電話サービス契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)	変更後の I P 電話専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の I P 電話専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)
新たに提供を受ける第3種 I P 電話サービス契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							
変更後の I P 電話専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の I P 電話専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							

2 線路設置費の額

I P 電話専用回線につき区域外線路100m までごとに

区 分	線路設置費の額（税込額）
線路設置費	81,000円（85,050円）

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、第3種IP電話サービスのIP電話専用回線において、次の設備について適用します。 <ul style="list-style-type: none">・異経路の線路の部分・特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
当該設備ごとに	別に算定する実費
備 考	別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。

別 表

別 表 基本的な技術的事項

第3種IP電話サービスのIP電話専用回線において当社が回線終端装置を提供する場合

品目等	物理的条件	相互接続回路
タイプ1	8端子コネクタ	IEEE802.3 10BASE-T準拠
タイプ2	(ISO標準IS8877準拠)	

附則（平成17年5月16日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成17年5月16日から実施します。
- 2 平成17年5月16日から平成17年5月31日の間は、料金表に定める料金および工事に
関する費用の支払いを要しないものとします。

附則（平成17年9月20日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成17年9月20日から実施します。

附則（平成17年10月20日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成17年10月20日から実施します。

附則（平成18年6月15日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成18年6月15日から実施します。

附則（平成19年2月1日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成19年2月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった
電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年3月1日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成19年3月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった
電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成20年1月1日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成20年1月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成21年2月1日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成21年2月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成23年2月1日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成23年2月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成24年1月1日）

（実施期日）

- 1 この約款は、平成24年1月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。